

# 令和6年度入学児童生徒就学援助についてのお知らせ

瀬戸市では、経済的な理由によって瀬戸市立小中学校への就学が困難なお子様の保護者に対して、学用品費や給食費等、学校で必要な費用の一部を援助しています。**2 申請理由**に該当する場合は、就学援助を受けることができますので、ご希望の方は**3 申請方法**に従い申請してください。

新入学学用品費（令和6年度小学校1年生・中学校1年生対象）は、今回の期間中に申請すると入学前（2月末頃）に受け取ることができます。この期間を過ぎた申請の場合は5月末頃に支給予定です。（支給金額は同じです。）

## 1 支給内容 （学年費等の納付が免除となる訳ではありません。）

**準要保護者支給内容**（要保護者として認定を受けた方は、修学旅行費のみ支給）

令和5年度支給実績 ※変更する場合があります	小学校	中学校	支給時期 新入学学用品費以外は入学年度
学用品費等	960円/月 (3月のみ1,070円)	1,890円/月 (3月のみ1,940円)	7月・12月・3月
校外活動費	宿泊無	2,310円(上限額)	3月
	宿泊有	6,210円(上限額)	実施時期による
新入学学用品費	54,060円	60,000円	2月末 (入学前支給)
修学旅行費	22,690円(上限額)	60,910円(上限額)	実施時期による
学校給食費	認定後はじめの1学期のみ、該当分の給食費を翌学期に登録口座に振り込みます。 以降給食費は就学援助費から充当されますので、学校から集金されなくなります。		

## 注意事項

- 就学援助費は学校での費用をすべてまかなう訳ではありません。
- 就学援助費は後払いです。学校からの集金は毎月支払いをしてください。
- 銀行口座に変更があった場合は学校教育課にて口座変更の手続きをしてください。
- 経済状況の好転等により、就学援助が不要となったときは、学校教育課に申し出てください。
- 個人宛の支給額通知書の郵送はしておりません。支給内容や金額等については学校教育課までお問い合わせください。その場合、必ず申請者ご本人がご連絡ください。
- 新入学学用品費の対象は、新入学児童生徒のみとなります。また、転出、私学入学等により瀬戸市立小中学校へ入学しなかった場合は支給済みの新入学学用品費を返還する旨の同意をいただきます。  
なお、ご返還が確認できない場合、転出先の市町村から受け取る予定の就学援助費を瀬戸市が受け取ることにご同意いただきます。

## 2 申請理由

	申請理由	左の事情を明らかにする書類
1	生活保護を受けています。	証明書は不要
2	生活保護を廃止または停止を受けています。	証明書は不要
3	固定資産税（家屋の新築によるものを除く。）が減免されています。	証明書は不要
4	世帯全員の国民健康保険料が減免されています。	証明書は不要
5	児童扶養手当が支給されています。	証明書は不要
6	世帯全員の国民年金の掛金が減免されています。	国民年金保険料免除承認通知書の写し 7月に新年度分の再提出が必要です。
7	生活福祉資金の貸付を受けています。	貸付決定通知書の写し
8	世帯全員の市民税が非課税または減免されています。	証明書は基本不要（※2）所得金額参照 ただし、学生を除く15歳以上で年末調整・確定申告をしていない方は市役所で所得の申告が必要。 また、瀬戸市で所得の情報が確認できない場合、追加で書類を提出していただく場合があります。
9	その他の理由で経済的に困っています。 （※1）所得の目安参照	

※1 所得の目安：申請理由「9その他の理由」で援助を受けるための所得（給与所得控除後の金額）の目安

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
所得金額	約185万円以下	約250万円以下	約300万円以下	約350万円以下	約380万円以下

※2 所得金額：令和5年度の所得・課税状況

令和4年中の収入（令和5年度所得・課税状況）で判断します。令和5年1月2日以降に瀬戸市に転入した方は、転入前の市町村で発行される基準年の所得・課税証明書を提出してください。

## 3 申請方法

(1) 申請場所：瀬戸市教育委員会 学校教育課（瀬戸市役所3階）窓口

(2) 申請期間：令和5年12月1日（金）から令和6年1月12日（金）まで

※新入学学用品費は、申請期間中の申請については入学前に支給します。

※申請期間を過ぎて申請された場合は5月末頃の支給を予定しております。

(3) 必要書類等

① 就学援助費受給申請書（申請期間中に学校教育課窓口で配布・市HPでダウンロード可）

② 通帳など銀行口座の分かるもの

③ 申請理由6・7のいずれかに該当する方は、事情を明らかにする書類

④ 朱肉を使用する印鑑

※以下⑤⑥は申請理由8・9で所得の申告が済んでいない場合のみ

⑤ マイナンバーカード（通知カードの場合は運転免許証等も併せて必要）

⑥ 前年度の収入の分かるもの（前年の収入がある方）

※所得の申告が必要な場合、所得の申告後に受付するため申請に複数日要する場合があります。

## 問い合わせ先

瀬戸市教育委員会 学校教育課学事係（瀬戸市役所内）

電話88-2762